

37 産地活性化総合対策事業

【5, 288（12, 331）百万円】

対策のポイント

農業の持続的発展に向けた所得の増大、農作業安全対策の推進等による産地の活性化を支援します。

<背景／課題>

- ・国民への食料の安定的供給を図るため、産地の収益力向上のための取組を推進する必要があります。
- ・高齢農業者については、死亡事故の8割を占めており、農作業死亡事故を減らすためには、当該年代への安全指導の強化が必要となっています。

政策目標

事業実施産地における事業効果（農業産出額の増加や農産物供給拡大効果等を貨幣換算したもの）の総計 約100億円

<主要内容>

1. 産地の収益力向上への取組に対する支援

産地の収益力を向上させるため、生産技術力の強化、有機農業の推進、国内産いもでん粉の高品質化技術等の確立、さとうきびの全島適正防除の推進、サプライチェーンの構築、地域バイオマスの利活用、乳業の再編、食肉等流通の合理化の取組を支援します。

2. 食料自給率向上に向けた生産拡大の取組に対する支援

麦、大豆等については、生産拡大に必要な体制づくり等を、粗飼料については、広域流通体制の整備や放牧の拡大等による飼料生産拠点の形成等を支援します。

3. 高齢農業者の農作業安全対策の取組に対する支援

高齢農業者等の安全意識向上に資する取組やトラクターの事故防止に向けた取組を支援します。

4. 農畜産業機械等リース支援

産地活性化、地域作物支援、飼料生産拠点育成、施設園芸における省エネルギー設備導入、畜産新規就農の促進等に必要な農業機械等をリース方式で導入する場合の負担を軽減します。

補助率：

1から3までについては、定額、6／10、5.5／10、1／2、
1／3、1／10以内

4については、定額（リース料のうち物件購入相当の1／2以内等）

事業実施主体：協議会、民間団体等

お問い合わせ先：

1・2・4の事業 生産局総務課生産推進室（03-3502-5945（直））
3の事業 生産局技術普及課（03-6744-2111（直））

産地活性化総合対策事業

産地における収益力の向上、食料自給率の向上、農作業安全の推進に向けた取組を総合的に支援し、産地の活性化を図ります。

推進事業

地域における
体制づくりの
取組等を支援

産地収益力向上

有機農業
支援地区

(定額)

新技術導入地区

様々な作目の生産技術力
向上の取組を支援

(定額、1/2)

地域作物支援地区

国内産いもでん粉及びさとう
きび産地の取組を支援

(定額、1/2)

農業所得向上
新分野支援地区

(定額、1/3)

地域バイオマス
支援地区

(定額、1/2)

乳業再編地区

(定額)

全国推進事業

(定額、6/10、1/2)

食肉等流通
合理化地区

(1/2)

食料自給率向上

麦・大豆等
生産拡大地区

(定額、1/2)

飼料生産拠点
育成地区

(1/2)

全国推進事業

(定額)

農作業安全対策

全国推進事業

(定額)

安全フルーム装着促進

(定額)

施設整備

推進事業の取組
に必要な施設整備
等を支援

融資主体型補助

(1/10)

整備事業(1/3(5.5/10、1/2))

戦略作物等

(新技術導入、農業所得向上新分野支援、
乳業再編、食肉等流通合理化を含む。)

農作業安全対策に
ついては、推進事
業のみ

注1) ()内は、補助率

注2) 産地収益力向上及び食料自給率向上の取組に必要な機械等は引き続き農畜産業機械等リース支援事業(産地活性化型)で支援